

仕 様 書

- 1 品名
ベッドサイド情報端末システム
- 2 製品型式番号等及び数量
別紙のとおり
- 3 納入設置期限
令和7年10月31日（金）
- 4 納入場所
大阪府大阪市都島区都島本通2丁目13番22号
大阪市立総合医療センター
- 5 保証期間
検査合格日より1年間
- 6 特記事項
 - (1) 本物品の搬入・据付にあたっては、当センターの業務に支障のないように当センターの指示どおり実施し、正常作動するよう必要な点検・調整を行うこと。また、当センターの負担は発生しないこと。
 - (2) 納品に伴う搬送、既存機器の取り外し、組立、据付、試運転、稼働に必要なネットワーク工事、既存機器引き取り等、全ての費用は契約金額に含むこと。
 - (3) 本物品に関する事故・安全情報等は、ただちに報告すること。また、改良等がなされた場合も同様とする。
 - (4) グリーン配送の規定を遵守すること。
 - (5) 本物品納入の際には、最新の状態かつ未使用品を納品すること。また、後継機種が発売された際は、納入物品等について当センター担当職員と協議し、その指示に従うこと。
 - (6) 納品時に取扱説明書が存在する場合は、納品部署に提出すること。また、シリアルナンバー等、個体の限定が可能な情報は納品書等に記載し報告すること。
 - (7) 納品時に当センターの管理する備品シールを貼付し、納品書・保証書・添付文書・取扱説明書・簡易取扱説明書・画像データ（JPEG）を提出すること。
 - (8) 機器の仕様方法等に関しては常時説明できること。
 - (9) 検収後1年間は無償にて定期点検・調整及び故障修理等を随時行うこと。また、検収から1年以内にソフトウェア等のアップグレードが発生した場合は、無償で実施すること。

- (10) 本物品に必要な消耗品及び故障時等の物品について供給が確保されていること。
- (11) 本物品の故障及び不具合等に対して、夜間及び祝祭日でも修理等の対応、連絡体制が整備されていること。また、修理または調整作業を速やかに実施できること。
なお、故障及び不具合等の状況は、その都度報告し、当センター担当職員の承認を受けること。
- (12) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品の可否を含む）は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、当センターの解釈によるものとする。
- (13) その他本仕様書に記載のない事項については、適宜当センター担当職員との協議に応じること。

7 事業担当課

〒534-0027

大阪府大阪市都島区中野町5丁目15番21号（大阪市都島センタービル）

地方独立行政法人 大阪市民病院機構

大阪市立総合医療センター 総務部財務課 TEL 06-6929-3622

(1) 品名 ベッドサイド情報端末システム

(2) 構成等

No	構成内容	数量	備考
	ベッドサイド情報端末システム		
1	サーバーライセンス	1	
2	ベッドサイド端末ライセンス	92	
3	ステーション端末ライセンス	1	
4	ステーション端末 (OS含む)	3	
5	ベッドサイド端末	92	
6	接続ボックス	92	
7	延長ケーブル	184	
8	ベッド接続ケーブル	184	
9	ウイルス対策ソフト	1	
10	システム構築費	1	
11	サーバ・クライアントセットアップ作業費	1	
12	送料・組立取付費	1	
13	病院情報システム連携費用	1	
14	ナースコール連携費用	1	
15	保守回線新規設置費	1	
16	体動センサー	92	

※ 設置前調整、設置、配線・配管、接続、稼働支援等、装置稼働に係る一切の業務を含むこと。

※ その他、上記装置を稼働させるために必要な構成は含めること。

(3) 納入場所 大阪市立総合医療センター

ベッドサイド情報端末システム 仕様書		
(性能、機能に関する要件)		
		ベッドサイド情報端末システム 一式
1	1	サーバー (付帯物含む)
1	1	1
		ベッドサイド情報端末システムを構成する各機器間のデータの管理や制御、イベント処理、データの保存などが行うこと。
1	1	2
		他の病院情報システムとの連携インターフェースとなること。たとえば、電子カルテシステムとは患者基本情報 (患者ID/姓名/生年月日など) の取得、バイタルサイン情報の取得/登録、施設情報 (診療科/病室/病床など) の取得、患者の病床移動情報の取得、職員情報 (職員ID/パスワード/姓名/職種など) の取得などを行い、ナースコールシステムとは通知情報の送信/取得などを行うこと。
1	1	3
		セキュリティを担保した保守回線 (Internet-VPN/IP-VPNなど) 経由でリモートメンテナンスが行える機能を有すること。
1	1	4
		サーバー本体、ネットワークスイッチ、UPS、NAS等から構成されること。
1	1	5
		病院内のサーバーに仮想的サーバーが構築することができること。
1	2	
		ベッドサイド端末
1	2	1
		ベッドサイド端末のタブレット部は10.1インチの液晶画面を有し、静電容量方式でのタッチパネル操作が可能であること。
1	2	2
		ベッドサイド端末のタブレット部はバッテリーを有し、ベッドサイド端末の設置場所を変更する場合にシャットダウンや再起動などの電源の入/切を必要としないこと。また、常時給電しながら使用する場合のバッテリー劣化対策が組み込まれており、常時給電しながら使用することが可能であること。
1	2	3
		壁取付け用プレートを用いることで、(下地がある) 壁面や床頭台への設置や、75mm×75mm/100mm×100mmのVESA規格に対応したモニターアームに設置が可能であること。
1	2	4
		次亜塩素酸ナトリウム (希釈濃度0.05%未満) /アルコール (希釈濃度81.4%未満) などでの清拭が可能であること (端子部分を除く)。
1	2	5
		ベッドサイド端末の通信ユニット部のNFC受信部は、FeliCa/Mifare/ISO15693の通信規格に対応可能であること (通信ユニット部のNFC受信部で、職員認証をする為のNFC機能付ICカードや、通信機能付バイタルサイン測定機器などの情報を読み込むことができること)。
1	2	6
		有線LAN通信または無線LAN通信が可能であること。無線LAN通信は2.4GHz/5GHz共に利用可能であること (IEEE802.11a/b/g/n/acに対応)。
1	2	7
		EMC規格 JIS T 0601-1-2:2018に適合していること。
1	2	8
		ベッドサイド端末の表示画面は、通常表示されている画面と、権限を付与された職員が職員認証をした後に表示される画面の2画面以上を有すること。
1	2	9
		ベッドサイド端末に病床番号を設定することで、電子カルテ上の同じ病床番号に入院中の患者を紐づけることができ、その患者に関する情報を表示することができること。
1	2	10
		電子カルテ上で (ベッドサイド端末に設定した病床と同じ病床に) 患者の入院処理をすれば、ベッドサイド端末に自動で患者情報を表示することができること。電子カルテ上で患者の移動処理をすれば、移動元のベッドサイド端末からは自動で患者情報の表示を消し、移動先のベッドサイド端末に自動で患者情報を表示することができること。また、電子カルテ上で退院処理をすれば自動で患者情報の表示を消すことができること。
1	2	11
		電子カルテ等と連携して、患者基本情報 (姓名/生年月日など) /患者属性情報 (医療看護支援ピクトグラム/注意情報 (転倒転落アセスメント/注意喚起) など) /患者入院情報 (主治医/受持看護師など) /救護区分/アレルギー情報/感染症情報などを参照し、ベッドサイド端末に表示することができること。
1	2	12
		端末に表示する日時は、病院指定のNTPサーバーに接続することで、(病院指定の) 正確な日時を表示することができること。
1	2	13
		秒針付のアナログの時計を表示することができること。
1	2	14
		患者が病室を離れて不在となる場合に、その不在情報を登録して表示することができること。
1	2	15
		電子カルテに登録されたバイタルサインなど (体温/血圧/呼吸/脈拍 (心拍) /SpO2/血糖) を取得/表示することができ、経時変化をグラフによって確認することができること。

ベッドサイド情報端末システム 仕様書

1	2	16	FeliCa/Mifare/ISO15693の通信規格に対応した通信機能付バイタルサイン計測機器を通信ユニット部のNFC受信部にかざすことで、測定したバイタルサイン情報を読み込み、職員による登録操作後に、電子カルテに登録することができること。また、計測したバイタルサインを手動で入力し、職員による登録操作後に、電子カルテに送信することができること。
1	2	17	しきい値を超えた体温/血圧/呼吸/脈拍(心拍)/SpO2/血糖を色情報(黄色、赤色)と共に確認することができること。また、そのしきい値を設定することができること。
1	2	18	離床センサー付ベッドと連携することにより、ベッド角度/高さ/離床情報などを取得することができること。
1	2	19	体動センサーと連携することにより、睡眠状態/呼吸数(※)/心拍数(※)/離床情報などを取得/表示することができること、経時変化をグラフによって確認することができること。
1	2	20	離床/呼吸数/心拍数について、通知設定状態の確認ができ、通知設定を変更することができること(通知する・しない/通知する時間帯の設定)。また、発生した通知の履歴を確認することができること。
1	2	21	離床/呼吸数/心拍数について、通知を一時停止する機能を有すること。
1	2	22	患者と離床センサー付ベッド、患者と体動センサーの組合せが変更になった際などに離床センサー付ベッドおよび体動センサーとのデータの紐づけを容易にするため、ベッドサイド端末は離床センサー付ベッドおよび体動センサーと有線で接続できること。
1	2	23	職員認証にNFC機能付ICカード(FeliCa/Mifare)を使用することができること。
1	2	24	権限を付与した職員以外がベッドサイド端末を操作できないように、NFC機能付ICカードのタッチ/ID・パスワードの入力などで職員認証をすることができること。
1	2	25	職員がログインした後、無操作状態が一定時間以上継続した場合に、自動でログアウトすることができること。
1	2	26	設定した夜間の時間帯は自動で画面を非表示とし(暗転し)、画面をタッチすると一定時間点灯し、一定時間経過後に自動で非表示にすることができること。
1	2	27	個人情報保護に配慮し、患者や職員が所定の操作をすることで、夜間の時間帯以外でも画面を非表示にすることができること。
1	2	28	個人情報保護に配慮し、院内ネットワークに接続できない状態となった場合には、患者情報等の表示を消し、患者情報等を端末内部に保存しないこと。
1	3		ステーション端末
1	3	1	ステーション端末のNFCカードリーダーは、FeliCa/Mifareの通信規格に対応可能であること(職員認証をする為のNFC機能付ICカードなどの情報を読み込むことができる。)
1	3	2	有線LAN通信、無線LAN通信が可能であること。無線LAN通信は2.4GHz/5GHz共に利用可能であること(IEEE802.11a/b/g/n/ac)。
1	3	3	ベッドサイド端末の表示画面は、通常表示されている画面と、権限を付与された職員が職員認証をした後に表示される画面の2画面以上を有すること。
1	3	4	電子カルテ上で患者の入院処理をすれば、ステーション端末上の各病床に自動で患者情報を表示することができること。電子カルテ上で患者の移動処理をすれば、移動元のステーション端末上の各病床からは自動で患者情報の表示を消し、移動先のステーション端末上の各病床に自動で患者情報を表示することができること。また、電子カルテ上で退院処理をすれば自動でステーション端末上の各病床の患者情報の表示を消すことができること。
1	3	5	電子カルテ等と連携して、患者基本情報(姓名/生年月日など)/患者属性情報(医療看護支援ピクトグラム/注意情報(転倒転落アセスメント/注意喚起)など)/患者入院情報(主治医/受持看護師など)/救護区分/アレルギー情報/感染症情報などを参照し、ステーション端末に表示することができること。
1	3	6	端末に表示する日時は、病院指定のNTPサーバーに接続することで、(病院指定の)正確な日時を表示することができること。
1	3	7	病棟内に設置されたベッドサイド端末に紐づいた患者の患者情報/バイタルサイン情報/接続された機器情報等、1病棟内の情報を一覧で確認することができること。
1	3	8	患者一覧を表示した状態で患者単位の呼吸数/心拍数/離床の通知状態の確認ができること。
1	3	9	ベッドサイド端末で登録した患者の不在情報を、患者一覧画面に表示することができること。
1	3	10	電子カルテに登録されたバイタルサインなど(体温/血圧/呼吸/脈拍(心拍)/SpO2/血糖)を取得/表示することができること、経時変化をグラフによって確認することができること。

ベッドサイド情報端末システム 仕様書			
1	3	11	しきい値を超えた体温/血圧/呼吸/脈拍(心拍)/SpO2/血糖を色情報(黄色、赤色)と共に確認することができること。また、そのしきい値を設定することができること。
1	3	12	離床センサー付ベッドと連携することにより、ベッド角度/高さ/離在床情報などを取得することができること。
1	3	13	体動センサーと連携することにより、睡眠状態/呼吸数(※)/心拍数(※)/離在床情報などを取得/表示することができ、経時変化をグラフによって確認することができること。
1	3	14	呼吸数/心拍数について、通知設定状態の確認ができ、通知設定を変更することができること(通知する・しない/通知する時間帯の設定)。また、発生した通知の履歴を確認することができること。
1	3	15	職員認証にNFC機能付ICカード(FeliCa/Mifare)を使用することができること。
1	3	16	権限を付与した職員以外がステーション端末で情報の編集操作できないように、NFC機能付ICカードのタッチ/ID・パスワードの入力などで職員認証をすることができること。
1	3	17	職員がログインした後、無操作状態が一定時間以上継続した場合に、自動でログアウトすることができること。
1	3	18	個人情報保護に配慮し、院内ネットワークに接続できない状態となった場合には、患者情報等の表示を消し、患者情報等を端末内部に保存しないこと。
(性能、機能以外に関する要件)			
2	1		設置条件等
2	1	1	本調達にかかるベッドサイド情報端末システムは、病院が指定する場所に設置すること。
2	1	2	病院が用意した一次側設備以外に必要な電源設備、給排水設備、空調設備、改修工事等については、本調達に含めること。
2	2		搬入・据付・配管・配線・既存品の撤去及び処分
2	2	1	既存装置の撤去および処分については、病院の診療業務に支障をきたさないよう、病院の職員と協議の上その指示によること。
2	2	2	装置の廃棄に関しては、法的な措置を行うこと。また、既存装置の撤去及び搬出については、受注者負担にて行うこと。
2	2	3	設置工事は、納入予定日、工事予定期間を事前に病院の職員と打ち合わせ、そのスケジュールに従い完了すること。
2	2	4	装置搬入に際しては診療上支障のない工程とし、必要に応じて受注者側で養生等を用意し、破損の無いようにすること。
2	2	5	装置の現場内設置から使用開始までの養生管理、またはそれに伴う保険等は受注者の負担で行うこと。
2	2	6	据付で発生した廃材等は受注者負担にて撤去すること。
2	3		保守体制等
2	3	1	本システムの円滑な運用を実現するため、点検、調整及び技術サポートを行える体制であること。
2	3	2	通常の使用で発生した故障の修理及び定期的保守点検を実施できる体制であること。
2	3	3	納入検査確認後1年間は、通常の使用により故障した場合の無償修理に応じること。
2	3	4	障害発生時には、休日を含めた24時間体制で電話対応可能であり、緊急時には通知を受けてから24時間以内(平日)に、サービス技術員を派遣できる体制であること。
2	3	5	緊急保守については、故障発生時又は発生が予測される場合に、点検、修理、調整、システムログの確認を速やかに行うこと。
2	3	6	部品交換については、障害又は不良と判断されたシステム部品について無償にて交換を行うこと。
2	3	7	ソフトウェアについては、最新ソフトウェアに更新し、システムが正常に稼働できる状態にすること。
2	3	8	定期点検及び緊急保守を実施した場合は、業務完了後速やかに報告書を提出すること。
2	4		設置条件等
2	4	1	操作マニュアルは、各装置(周辺機器を除く)について日本語版を2部以上提供すること。
2	4	2	本装置の導入に伴う、申請や届出書類(案)が必要である場合は、作成に協力すること。
2	4	3	病院の資産台帳作成にあたり、データ提供等の協力をすること。
2	4	4	本仕様書に記載のない事項については、病院の担当者との協議の上、対応に応じること。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）が締結する契約等から暴力団を排除する措置については、「大阪市暴力団排除条例」（以下「条例」という。）、「大阪市暴力団排除条例施行規則」及び「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」（以下「要綱」という。）に準拠し、大阪市と同様の措置を講じる。

1 暴力団等の排除について

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る発注者監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく委託者に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、発注者及び大阪市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）は、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に準拠し、大阪市と同様の取扱いをするものとする。

（条例の遵守）

第1条 受注者及び受注者の役職員は、受注業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、受注業務について、次の各号に定める場合、速やかに、その内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室）へ報告しなければならない。

- （1） 条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたとき
- （2） 発注者の職員から、違法または不適正な要求を受けたとき

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

○ 地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室の連絡先：06-6929-3275

個人情報等の保護に関する特記仕様書

この契約の履行にあたって個人情報は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の趣旨を踏まえ、適切に取り扱わなければならない。